

# 墨田区消費者ニュース

平成29年7月発行 第128号

【編集・発行】すみだ消費者センター  
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)

〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516

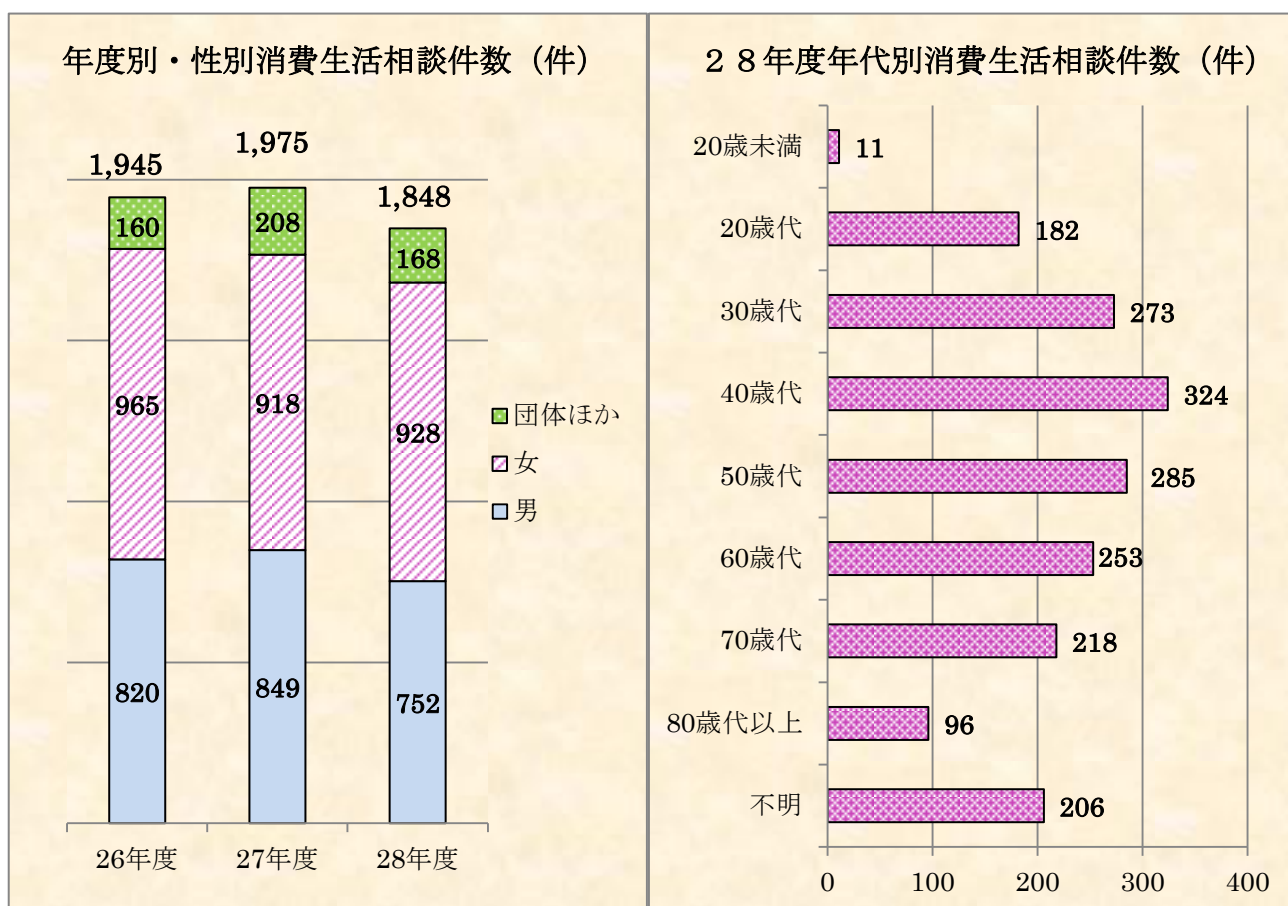


## 平成28年度消費生活相談のあらまし

すみだ消費者センターの平成28年4月から29年3月までの消費生活相談件数は、1,848件でした。平成27年度に比べ127件（6.4%）減少しています。

性別で見ると、女性974件（56.4%）、男性754件（43.6%）で、女性が上回っています。年代別では、40歳代が最も多く、次いで50歳代、30歳代、60歳代、70歳代の順となっています。

次号では、28年度の相談内容分類別に主たる相談事例をご紹介します。



# 原野商法の二次被害が後を絶ちません ～土地を買い取りますという勧誘に気を付けて！

## 【相談事例】

30年前に購入しそのまま放置していた山林に「大手製薬会社が研究所を建設することになったので、1300万円で土地を買い取りたい。」と不動産仲介業者から電話があった。自宅で話を聞いたら、15万円の手数料が必要ということで、売買契約をして土地の権利書等と15万円を手渡した。数日後、担当者から電話があり、「前の私道を購入しないと売れないので200万円を支払うように」と言われた。不審に思い所有する山林所在地の自治体に確認したところ、製薬会社の研究所が建設されるという話は聞いたことがないと言われた。どうしたらよいか。

## 【アドバイス】

原野商法の二次被害というのは、過去に原野商法の被害に遭った消費者に、土地が高く売れるなどと言って勧誘する手口です。土地を売るために整地代や測量代といった色々な名目で費用を請求されます。

電話や自宅に訪問した業者から「土地を高価格で売却できる」などという勧誘を受けても、決してうのみにしないでください。少しでも不審な点がある時は、消費者センターに相談してください。

## すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773**  
— まずは電話でご相談ください —

■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線  
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

